



東京のセミナーをシンガポールでライブ中継!

国外財産を保有する 個人資産家 対象

役立つ事例 知らないと損! ~国外財産の管理はどうされていますか?~

個人の海外取引に関する 平成29年度税制改正セミナー

日本経済のグローバル化に伴い、個人投資家の国外財産も増加の一途をたどるばかりでなく、その投資の 形態も多種多様になってきています。そんな中、国税局は、「富裕層の海外資産の監視強化と資産隠し」に対 応するべく、毎年のように税制改正を行っています。平成27年度に導入された出国税は、平成27年4月に成 立後、同年7月1日に適用開始というスピード施行でした。更に、平成29年度より非居住者の金融口座(銀行 口座、証券口座)の自動交換システムが導入予定であり、ますます国外財産の透明化が進むことが予測され ます。今回は、これらの近年の国外財産に関する改正項目をご説明しながら、事例や体験談に基づいた今後 の対策をご紹介します。

【セミナー内容】

- 1. 近年の海外取引に関する税制改正とその実情について
- 2. 平成29年度税制改正
- 3. 出国課税制度の適用場面 ~譲渡のみならず、贈与・相続でも適用あり?
- 4. 海外居住日本人への相続・贈与 ~誰が納税義務者で、どの資産が課税対象か?
- 5. 国外財産調書罰則規定の導入とその影響 ~どのように活用されているか?
- 6. 非居住者金融口座情報報告制度の整備 ~どの程度機能するのか?
- 7. 財産債務調書の見直し ~どんな書類が必要なのか?
- 8. 今度の対応策など

個別無料相談会	セミナー後、	、専門家が個別相談を承ります。	セミナ-	一以外のご相談もお気軽にどうぞ
---------	--------	-----------------	------	-----------------

日	時	1月26日(木)	15:00~17:00	受付14・30~

会場① 【東京会場】TOMAセミナールーム <東京駅八重洲北口改札より徒歩2分> 千代田区丸の内 1-8-3

会場② 【シンガポール会場】SCS Global 会議室 <10 Anson Road #14-06, International Plaza>

参加費 東京会場 5.000円(税込 当日現金)(月次顧問・T クラブ・T パートナーズ半額) ※シンガポール会場特別無料!

講 師 TOMAコンサルタンツグループ(株) TOMA 税理士法人 国際部 部長 税理士 斉藤 哲

★ライブセミナーとは 東京会場の講義をリアルタイムでシンガポール会場へ配信し、臨場感のあるセミナー受講が可能となります。講師の解説・投影・板書など、すべてを映像と音声で生中継。双方向なので質疑も可能!

主催: TOMAコンサルタンツグループ(株)

(東京/静岡/シンガポール[アジア統括]/ロサンゼルス[アメリカ統括])

TOMA税理士法人·TOMA監查法人·TOMA社会保険労務士法人

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-3 丸の内トラストタワー本館3階 TEL 03-6266-2561 http://www.toma.co.jp Mail toma@toma.co.jp 企画広報部 税理士 31 名・国税局 OB 税理士 9 名・税理士試験科目合格者 42 名・公認会計士 6 名・公認会計士試験合格者 5 名・社会保 険労務士 16 名・中小企業診断士 5 名・司法書士 3 名・弁護士 1名・行政書士 8 名・人事労務コンサルタント 15 名・経営コンサルタント 10 名・医療経営コンサルタント 10 名 FP32 名・銀行OB6 名ほか 総人数 200 名

■セミナー申込書 この用紙のまま FAX でご返信ください。

※お申し込み受付け後、受講票地図を FAX します。

※ご参加会場に✔印をご記入ください ⇒	□ ①東京会場	□ ②シンガポー	-ル会場			
貴社名:	ご参加者名	፭ :		お役職:		
ご住所: 〒			業種		従業員	名
TEL:	FAX(必ず記入):				決算月	月
メール:		口個別相談希望	<u></u>		•	について

※同業の方のご参加、講義の録音はお断りさせて頂きます。

※ご提供頂いた個人情報は法令を遵守し適切に管理致します。

HP

FAX 返信先 0120-944-734